

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月2日

【会社名】 エクシオグループ株式会社

【英訳名】 EXEO Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 船橋 哲也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号

【電話番号】 (03)5778-1105（財務部）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員財務部長 樋口 秀男

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号

【電話番号】 (03)5778-1105（財務部）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員財務部長 樋口 秀男

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年3月31日
効力発生日	2020年4月8日
有効期限	2022年4月7日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額または振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 30,000百万円
（30,000百万円）

（注） 残額は、券面総額または振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

エクシオグループ株式会社 南関東支店
（横浜市神奈川区神奈川本町12番1号）
エクシオグループ株式会社 東海支店
（名古屋市中区錦三丁目10番33号）
エクシオグループ株式会社 関西支店
（大阪市中央区内本町二丁目2番10号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	エクシオグループ株式会社第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付） （グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.100%
利払日	毎年6月8日及び12月8日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、2022年6月8日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各8日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2026年12月8日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026年12月8日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年12月2日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年12月8日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、当社が国内で既に発行した、もしくは当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA+(シングルAプラス)の信用格付を2021年12月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される現実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の現実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該現実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の現実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違反したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払

われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	52	9,948

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,948百万円は、設備投資資金及び運転資金として充当する予定であります。

設備投資資金としては、2023年9月までに3,792百万円を木質バイオマス発電所建設、2,144百万円を木質バイオマスガス化発電所建設(うち395百万円を実証試験による技術開発)に充当する予定であります。また、2023年3月までに、残額を他社設備の太陽光発電所建設に充当する予定であります。

運転資金としては、2026年9月までに2,144百万円を木質バイオマス発電所運営費、1,062百万円を木質バイオマスガス化発電所運営費に充当する予定であります。

なお、当該設備投資資金に係る主な設備投資計画は、本発行登録追補書類提出日(2021年12月2日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については2021年10月末現在)以下のとおりです。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の増 加能力(発 電能力kW)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
あしかがエコパワー 発電所 (栃木県足利市)	木質バイオマス 発電所	4,866	1,074	社債	2021年 10月	2023年 9月	7,000
ふるどの論田エコパ ワー発電所 (福島県古殿町)	木質バイオマス ガス化発電所	2,513	369	社債	2021年 9月	2023年 9月	1,980

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンド発行を含むグリーンファイナンス実施のために、国際資本市場協会（ICMA）が策定した「グリーンボンド原則2021年版（注1）」及び環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン2020年版（注2）」に即したグリーンボンド・フレームワークを策定しました。

当社は、グリーンボンド・フレームワーク及び本グリーンボンドに対する第三者評価としてJCRより「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価（注3）」の最上位評価である「Green 1(F)」の本評価、「JCRグリーンボンド評価（注4）」の最上位評価である「Green 1」の評価をそれぞれ取得しております。

また、本フレームワークの策定及び第三者評価の取得に際し、みずほ証券株式会社を「グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェント（注5）」として起用しています。

なお、当社のグリーンファイナンス・フレームワークに係る第三者評価を取得するに当たって、環境省の「2021年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注6）」の補助金交付対象となることについて、発行支援者であるJCRは、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しています。

- (注1) 「グリーンボンド原則2021年版」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいいます。
- (注2) 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注3) 「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」とは、国際資本市場協会（ICMA）が策定した「グリーンボンド原則2021年版」及び環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン2020年版」を受けた発行体のグリーンボンド発行（グリーンファイナンス方針）に対するJCRによる第三者評価です。当該評価においては発行体のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」が決定されます。
- (注4) 「JCRグリーンボンド評価」とは、国際資本市場協会（ICMA）が策定した「グリーンボンド原則2021年版」及び環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン2020年版」を受けた本グリーンボンドに対するJCRによる第三者評価をいいます。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。
- (注5) 「グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェント」とは、本グリーンボンドの発行において、グリーンファイナンス・フレームワークの策定及びセカンドパーティ・オピニオン取得の助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者をいいます。
- (注6) 「2021年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、グリーンボンドの場合は調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものとなります。
- (1) グリーンボンド等の発行時点で以下のいずれかに該当すること
 - 主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・調達資金額の半分以上または事業件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの
 - 脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・脱炭素化効果：国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果：地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業
 - ・地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
 - (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
 - (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券（実際は環境改善効果がない、または調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する債券）」ではないこと

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件(調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング)に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1．調達資金の使途

(1)資金使途の概要

- ・木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化の技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設並びに太陽光発電設備建設資金に充当予定

(2)適格性基準

- ・以下の基準に適合することを検証します。
国際資本市場協会（ICMA） グリーンボンド原則2021年版
環境省 グリーンボンドガイドライン2020年版

(3)長期ビジョンにたった投資方針

- ・当社の最大の存在基盤は、技術力です。どのように時代が変わっても、常により優れた技術、一步進んだ技術を追い求め、それを自分たちのものにしていく企業集団を目指しています。そして、培った技術力は、人々のより豊かな生活環境をつくりだすために発揮されることが必要です。このことを通じて、社会により大きな貢献を果たし、社会から価値のある存在として認められる企業であり続けたいと考えています。
- ・当社は、中期経営計画でESG経営の実践により企業価値向上を実現し、SDGsの達成に貢献することを掲げ、事業を通じた社会課題の解決に取り組みます。
環境破壊・気候変動の課題に対しては、森林の地球環境保全と循環型社会（木の循環リサイクル）を意識し、地産地消による次世代エネルギーの創造としての取り組みである“木質バイオマス発電所建設”及び熱電併給型の“木質バイオマスガス化発電の技術開発”に注力しております。また、太陽光設備の建設事業にも積極的に取り組んでおり、その一例が、茂原太陽光発電所建設工事であり、2023年度の完工に向けて建設中です。

(4)資金の調達方法と投資先

- ・調達方法：100億円の債券発行により資金調達をします。
- ・投資先：自社木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設並びに他社太陽光発電設備資金

2．プロジェクトの評価及び選定のプロセス

(1)適格プロジェクトの選定プロセス

- ・中期経営計画に基づき取り組んでいる木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化の技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設並びに太陽光発電所建設資金について、グリーンボンドによる調達資金の使途となる適格性の評価及び選定を環境本部、財務部にて行います。
- ・プロジェクト選定の最終承認は取締役会が行います。

(2)グリーンプロジェクトが環境に与えるネガティブな影響とその対処方法

- 想定されるネガティブな影響
- ・森林伐採によるCO₂吸収能力低下
影響緩和対応
- ・域内で発生する自然木を原料とする木質系バイオマスのみを燃料とし、資源を有効活用すると同時に、植林による木の循環リサイクルが森林の活性化ならびにCO₂の吸収力の維持向上につながる。

(3)適格プロジェクトの選定基準及びプロセスの開示方法

- ・プロジェクトの選定基準及び選定プロセスに関しては、当社ウェブサイトまたは、第三者評価レポートで投資家に開示予定です。

3．調達資金の管理

(1)調達資金と資産の紐付方法

- ・調達資金は木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化発電の技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設資金並びに太陽光発電他社設備（他社設備のため工事立替資金を資金充当額とし、工事代金の入金分を資金充当額のマイナスとして計上）に全額紐付けられます。

(2)調達資金の追跡管理の方法

- ・調達資金は木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化発電の技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設並びに太陽光発電他社設備資金に充当します。
- ・調達された資金の充当と管理は当社財務部が行います。グリーンプロジェクトへの充当状況を四半期単位で追跡管理します。調達資金の充当が決定されるまでの間は、資金と等しい額を銀行預金に一時的に預入し、現金及び現金同等物にて管理します。

- ・調達資金の管理については、専用の帳簿を作成し、法令に則り保管します。

(3) 追跡管理に関する内部統制及び外部監査

- ・調達資金を木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化発電の技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設並びに太陽光発電他社設備資金に紐づけることを取締役会で決議し、調達を行います。
- ・充当状況及び未充当資金は四半期単位で追跡管理を行います。現金及び現金同等物として管理を行い、社内の内部監査において適切に管理されていることを確認します。

(4) 未充当資金の管理方法

- ・未充当資金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスに従い、適格基準を満たす他の対象プロジェクトを選定し、資金を充当します。
- ・調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金等価物にて管理する旨を当社ウェブサイト等で投資家に開示の予定です。

4. レポーティング

(1) 資金の充当状況に関する開示の方法及び開示頻度

- ・調達資金の全額が対象プロジェクトに充当されるまでの間、当該調達資金の充当状況について、当社ウェブサイト上にて、年次で開示の予定です。
- ・調達された資金は起債後5年以内に全額を充当予定です。
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間、JCRより資金の充当状況についてグリーンボンド評価のレビューを受ける予定です。

(2) インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度

- ・当社ウェブサイト上にて、年次で開示の予定です。
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間、JCRより環境改善効果としての開示内容等のレポーティングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定です。

(3) インパクト・レポーティングにおけるKPI（Key Performance Indicator）

- ・環境改善効果として以下のインパクト・レポーティングを予定しています。
 - 建設・設置した施設の各概要（施設の処理能力）
 - 建設・設置した施設の稼働開始後年間発電出力実績（MWh/年）
 - 年間発電出力実績に基づく年間温室効果ガス排出減量（tCO₂/年）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月6日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月10日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年12月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2021年12月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載の次期の配当につきましては、本発行登録追補書類提出日現在の配当予想と異なっております。当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

エクシオグループ株式会社 本店
（東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号）
エクシオグループ株式会社 南関東支店
（横浜市神奈川区神奈川本町12番1号）
エクシオグループ株式会社 東海支店
（名古屋市中区錦三丁目10番33号）
エクシオグループ株式会社 関西支店
（大阪市中央区内本町二丁目2番10号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。